

2024年7月11日  
関電コミュニティ株式会社

## 建設業法に基づく監督処分について

当社は本日、大阪府より建設業法に基づく監督処分を受けましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

お客さまならびに関係者の皆さまに、多大なご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。この度の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、法令遵守の徹底と、再発防止に真摯に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 本件の概要

当社は、国土交通省近畿地方整備局長より「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分を受けた（2023年8月29日プレス発表済み）ことに伴い、その他の法令について不適切事象がないか調査を行いましたところ、2023年6月、無許可営業や主任技術者の不設置、一括下請負といった建設業法に基づく法令違反の疑いが発覚したため、建設業法に基づく許可を保有するすべての建設請負工事を全面中止し、大阪府に報告した上で詳細な調査を進めるとともに、大阪府の調査に全面的に協力してまいりました。その結果、当社の前身であるアーバンサービス株式会社が2010年4月に本店を兵庫県芦屋市から大阪府大阪市に移転し、大阪府知事許可を取得して以降、大阪府以外に設けた営業所を営業所として登録しないまま営業を続けていたこと等、事実と異なる記載内容で申請していたことから、建設業法に基づく許可の取消しとなった旨の通知を本日受領いたしました。また、合わせて、無許可営業や主任技術者の不設置、一括下請負といった件については、建設業法に基づく営業の停止命令を受けました。

#### 2. 処分年月日

2024年7月11日（建設業法に基づく監督処分にかかる通知を受領）

#### 3. 処分内容、処分の原因となった事実

##### ■建設業許可の取消し

- (1) 大阪府に本部を置き、大阪府以外に設けた営業所（兵庫県、京都府、和歌山県）で建設業に係る営業をしたにもかかわらず、許可申請書において、営業所が大阪府以外にはない旨の事実と異なる内容を記載した。（建設業法第29条第1項7号該当）
- (2) 大阪府以外に設けた営業所（兵庫県、京都府、和歌山県）において、国土交通大臣の建設業許可を受けず、営業行為を行なった。（建設業法第29条第1項3号該当）

■建設業法に基づく営業の停止命令（期間：令和6年7月25日から同年8月17日までの24日間）

(1) 無許可営業（処分対象：3案件）

「電気工事業」「電気通信工事業」「舗装工事業」に係る許可を受けずに、請負代金が建設業法施行令第1条の2に定める金額以上となる建設工事を請け負った。（建設業法第28条第1項2号該当）

(2) 主任技術者の不設置（処分対象：141案件）

請け負った建設工事現場に資格要件を満たす主任技術者を配置しなかった。（建設業法第28条第1項2号該当）

(3) 一括下請負（処分対象：64案件）

下請契約の施工に実質的に関与しているとは認められない状態で、その請け負った建設工事を一括して他社に請け負わせた。（建設業法第28条第1項4号該当）

4. お客さまへの対応

対象となるお客さまには、事実の詳細をご説明させていただきます。

現時点において、工事品質に対する不具合は発生しておりませんが、本処分日から1年間、当該案件において不具合のお問い合わせをいただいた場合、詳細内容を確認の上、誠実に補償対応をさせていただきます。

なお、本監督処分は建設業に係る違反行為に対するものであるため、マンション管理における日常管理業務に影響はございません。

5. 発生原因と再発防止策

主な原因は、「コンプライアンス意識の欠如」「建設業法遵守のための社内ルールと組織体制の不整備」によるものであり、当社は社内調査の結果を踏まえた再発防止策を策定し、以下のとおり取り組んでおります。

(1) 建設業許可の返納（廃業）とマンション管理業務への集中

当社は2023年6月に建設請負工事を全面停止し、2024年3月31日には全ての建設業を廃業していることから、2023年6月以降、同様の不適切事象の発生はございません。今後はマンション管理業務に集中し、管理サービス品質の向上を図ってまいります。

(2) 法令遵守のための社内体制整備と従業員教育の強化

内部管理体制強化のため、資材調達審査業務や法務関連業務の体制整備を行うとともに、外部専門家による研修をはじめとする、法令遵守を含めたコンプライアンス意識の向上と再発防止に向けた従業員教育を既に開始しており、今後も継続的に実施してまいります。

以上